

第3回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年7月30日 13:30～15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場
3. 出席委員
- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 野村 照明委員 | 2 番 菊池 利治委員 | 3 番 金子 靖委員 |
| 5 番 廣瀬女公美委員 | 6 番 二谷 幸裕委員 | 7 番 大畑 礼子委員 |
| 8 番 浅野 徳昭委員 | 9 番 細川 裕委員 | 10 番 菅原 雄一委員 |
| 11 番 佐藤 裕司委員 | 12 番 山崎 隆史委員 | 13 番 成田 俊英委員 |
| 14 番 中川 浩幸委員 | 15 番 瀬戸 賢成委員 | 16 番 稲場 洋二委員 |
| 17 番 松下 裕幸委員 | 18 番 佐藤 泰正委員 | 19 番 福西 範委員 |
| 20 番 野澤 勲委員 | 21 番 志賀 忠浩委員 | |
- (以上 20名)
4. 欠席委員
- 4 番 清水 幸治委員
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
事務局長 山根 憲治 次長 高山 直樹 主任 清水 秀人
(以上 3名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|-------------|
| 6 番 二谷 幸裕委員 |
| 7 番 大畑 礼子委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和3年 7月 30日 (1日)
- 報告第2号 現況証明願について (市街化区域)
- 議案第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
- 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第15号 釧路市農業委員会会議規則の一部改正について
- 議案第16号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長

野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。

只今より第3回鉏路市農業委員会総会を開催致します。

本日の出席者は20名です。

議事録署名人に6番、二谷幸裕委員、7番、大畑礼子委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

なお、会期は本日7月30日の1日と致します。

それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局

山根事務局長

会務概要報告を行います。

議案書の2ページをご覧ください。

(以下 会務概要報告)

議長

野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。

報告第2号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第2号「現況証明願」について、ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、 ㎡の土地について、所有者である 氏より現況証明願があり、7月7日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、 ㎡の土地について、所有者である 氏の代理人である、 氏より現況証明願があり、7月9日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は原野でしたので、7月15日、会長専決により証明書の発行を行いました。

次に、表の3番は、資料が5ページと10ページと11ページにございます。

公簿地目が畑である、 の1筆、 ㎡の土地について、所有者である 氏より現況証明願があり、7月12日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、

同日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の12ページにございます、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書13ページの表の1番は、資料が14ページから16ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和3年7月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、本件につきましては、稲場洋二委員と私の同居の親族に関する案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、稲場洋二委員は退出していただくのと、私も退出いたしますので、会長職務代理者であります成田俊英委員と議長を交代いたします。

成田俊英委員は議長席に移動してください。

(野村 照明会長、稲場 洋二委員退室)

(成田 俊英委員議長席へ移動)

議長
成田職務代理

みなさんよろしくお願ひいたします。

早速ですが、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、採決致します。
議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。
野村照明会長と議長を交代いたします。

(野村 照明会長、稲場 洋二委員入室)
(野村 照明会長議長席へ移動)
(成田 俊英委員自席へ移動)

議長
野村会長

成田俊英委員、ありがとうございました。
それでは、次に、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の17ページにございます、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。
農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。
今回は、釧路地区で5件の許可申請がありました。
お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認ください。
議案書18ページの表の1番は、資料が20ページと21ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の2番は、資料が20ページと22ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の3番は、資料が20ページと23ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■の内、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、議案書19ページの表の4番は、資料が24ページから26ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について■■■■に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
次に、表の5番は、資料が24ページと27ページにございます。
■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。
以上、5件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よ

議長
野村会長

ろしくお願い致します。

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から5番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員
浅野委員

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から5番について調査報告を致します。

1番の申請の内容は、 氏が所有する 、他2筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、 氏が所有する、 の1筆、 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他4筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他1筆合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、 氏が所有する、 、他1筆合計 ㎡の農用地について、 氏に年間 円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和3年7月14日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

それでは、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、4番につきましては、稲場洋二委員に関する案件、5番につきましては、稲場洋二委員と私の同居の親族に関する案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番から3番を審議した後に、次に4番、最後に5番の順で審議することとします。

それでは、1番から3番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から3番については、原案のとおり決定致します。

次に、4番を審議いたしますので、稲場洋二委員は退出して下さい。

(稲場洋二委員退室)

議長
野村会長

それでは、4番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の4番については、原案のとおり決定致します。

次に、5番を審議いたしますので、私は退出いたします。

会長職務代理者であります成田俊英委員と議長を交代いたしますので、成田俊英委員は議長席に移動してください。

(野村 照明会長退室)

(成田 俊英委員議長席へ移動)

議長
成田職務代理

みなさんよろしくお願ひいたします。

早速ですが、5番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、採決致します。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
成田職務代理

賛成多数で賛成と認め、議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請」の5

番については、原案のとおり決定致します。
退室されている委員の皆さんは入室して下さい。
野村照明会長と議長を交代いたします。

(野村 照明会長、稲場 洋二委員入室)
(野村 照明会長議長席へ移動)
(成田 俊英委員自席へ移動)

議長
野村会長

成田俊英委員、ありがとうございました。

それでは、次に、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の28ページでございます、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、鉏路地区で14件、音別地区で12件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認ください。

議案書29ページの表の1番は、資料が35ページと36ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番は、資料が35ページと37ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番は、資料が38ページと39ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は2年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番は、資料が38ページと40ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書30ページの表の5番は、資料が41ページと42ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の6番は、資料が41ページと43ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の一筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の7番は、資料が41ページと44ページでございます。

■■■■氏 他2名が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の8番は、資料が41ページと45ページと46ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地

について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の9番は、資料が41ページと47ページと48ページにございます。

氏が所有する、、他1筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書31ページの表の10番は、資料が41ページと49ページにございます。

氏が所有し、氏、他1名が相続権を有する、の1筆、面積㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の11番は、資料が50ページと51ページにございます。

氏が所有し氏 他3名が相続権を有する、他2筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の12番は、資料が50ページと52ページにございます。

氏が所有する、、他8筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の13番は、資料が50ページと53ページにございます。

氏が所有する、、他4筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の14番は、資料が50ページと54ページにございます。

氏が所有する、、他1筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書32ページの表の15番は、資料が55ページから58ページにございます。

氏が所有する、、他26筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の16番は、資料が55ページと59ページから63ページにございます。

氏が所有する、、他18筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書33ページの表の17番は、資料が64ページと65ページにございます。

氏が所有する、、他4筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の18番は、資料が64ページと66ページにございます。

氏が所有し、氏が相続権を有する、、他2筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の19番は、資料が64ページと68ページにございます。

氏が所有する、、他2筆、面積合計㎡の農用地について、氏に年間円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の20番は、資料が69ページと70ページにございます。

氏が所有する、、他2筆、面積合計

m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の21番は、資料が69ページと71ページにございます。

 氏が所有する、 、他2筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書34ページの表の22番は、資料が69ページと72ページにございます。

 氏が所有する、 、他1筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の23番は、資料が69ページと73ページにございます。

 氏が所有する、 の1筆、面積 m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の24番は、資料が74ページと75ページにございます。

 氏が所有する、 、他5筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の25番は、資料が74ページと76ページにございます。

 氏が所有する、 の一筆、面積 m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の26番は、資料が74ページと77ページにございます。

 氏が所有する、 、他2筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

以上、26件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、4番と5番につきましては、浅野徳昭委員、16番につきましては、二谷幸裕委員、17番から21番につきましては、瀬戸賢成委員に関する案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、1番から3番、6番から15番、22番から26番を審議した後に、4番と5番、16番、17番から21番の順で、審議することとします。

それでは、1番から3番、6番から15番、22番から26番について、質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の1番から3番、6番から15番、22番から26番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の1番から3番、6番から15番、22番から26番は、原案のとおり決定致します。
次に、4番と5番を審議いたしますので、浅野徳昭委員は退室をお願い致します。

(浅野徳昭委員退室)

議長
野村会長

それでは、4番と5番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

事務局
山根事務局長

質問がないようですので、採決致します。
議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の4番と5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

賛成多数で賛成と認め、議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の4番と5番は原案のとおり決定致します。
退室されている浅野徳昭委員は入室して下さい。

(浅野 徳昭委員入室)

4番と5番は、原案のとおり決定致しました。
次に、16番を審議いたしますので、二谷幸裕委員は退室をお願い致します。

(二谷 幸裕委員退室)

議長
野村会長

それでは、16番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の16番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の4番と5番については、原案のとおり決定致します。
退室されている二谷幸裕委員は入室して下さい。

(二谷 幸裕委員入室)

議長
野村会長

16番は、原案のとおり決定致しました。
次に、17番から21番を審議いたしますので、瀬戸賢成委員は退室をお願い致します。

(瀬戸賢成委員退室)

議長
野村会長

それでは、17番から21番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の17番から21番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第14号「農用地利用集積計画の決定」の17番から21番について、原案のとおり決定致します。
退室されている瀬戸賢成委員は入室して下さい。

(瀬戸賢成委員入室)

17番から21番は、原案のとおり決定致しました。
次に、議案第15号「釧路市農業委員会会議規則の一部改正」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

議案書78ページでございます、議案第15号「釧路市農業委員会会議規則の一部改正」についてご説明致します。

資料は79ページと80ページでございます。

平成27年9月の「農業協同組合法等の一部を改正する法律」の施行により、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法が公選制から市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に変更となったことから、関係条項について所要の改正を行うものでございます。

以上、「釧路市農業委員会会議規則の一部改正」についてご審議のほど、よろしくお

議長
野村会長 願ひ致します。

議長
野村会長 ただいま説明のありました「鉏路市農業委員会会議規則の一部改正」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同 なし

議長
野村会長 質問がないようですので、採決致します。
議案第15号「鉏路市農業委員会会議規則の一部改正」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長
野村会長 全会一致で賛成と認め、議案第15号「鉏路市農業委員会会議規則の一部改正」については、原案のとおり決定致します。
次に、議案第16号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長 議案書81ページでございます、議案第16号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。
農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。
今回1件の報告がございました。
議案書82ページでございます農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、令和3年3月の決算報告となります。
本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。
以上、1件の「農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしく願ひ致します。

議長
野村会長 ただいま説明がありました、議案第16号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同 なし

議長
野村会長 質問がないようですので、採決致します。
議案第16号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原

案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか、なければ本日の総会は閉会といたします。
次に、事務局から連絡事項があります。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和3年 7月 30日

議長 野村 照明

署名委員 二谷 幸裕

署名委員 大畑 礼子

